

令和5年横審第14号

裁 決

遊漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官熊谷貴樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年10月2日09時00分

三重県黒島南方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

モーターボートB

総トン数	4.42トン	1.1トン
登録長	10.30メートル	6.89メートル
機関の種類	ディーゼル機関	電気点火機関
出力	180キロワット	36キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや船尾寄りに操舵スタンドがあり、同スタンド左舷側に機関遠隔操縦装置及び舵輪を、同中央前面に磁気コンパスを、同右舷側に魚群探知機兼用GPSプロッターをそれぞれ備えた遊漁船業に従事するときの最大搭載人員が旅客6人及び船員1人のFRP製小型兼用船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.5メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和4年10月2日05時00分三重県方座浦漁港を発し、同県缺埼南西方沖合の釣り場に到着して遊漁を行った。

a受審人は、釣り客の求めに応じ、三重県黒島東方沖合の釣り場に向かうこととし、08時40分方座浦指向灯から200度（真方位、以下同じ。）3.1海里の地点で、針路を055度に定め、8.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、舵輪後方の長椅子に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、08時57分方座浦指向灯から173度2.1海里の地点に達したとき、正船首740メートルのところに、Bを視認することができ、同船がほとんど移動しないことから、漂泊中であることが分かり、その後Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、針路を定めたときに周囲を一見して船舶を見かけなかったことから、航行の支障となる他船はいないと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bを避けることなく続航し、09時00分

方座浦指向灯から162度1.9海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首がBの左舷船尾部に、前方から80度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の北風が吹き、潮候は上げ潮の末期に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、船体の中央やや船尾寄りに操舵スタンドがあり、同スタンド中央に舵輪を、その右舷側に機関操縦装置を、舵輪前方に持ち運び式のGPSプロッターをそれぞれ備えた、レンタルボートとして供されるFRP製モーターボートで、b受審人が1人で乗り組み、知人3人を乗せ、全員が救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.2メートル船尾0.7メートルの喫水をもって、同日07時00分方座浦漁港を発し、黒島南方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、07時20分釣り場に到着し、機関を中立運転として漂泊し、同乗者2人が右舷船首部と右舷中央部に、同乗者1人が左舷船尾部に、自身は右舷船尾部にそれぞれ位置して釣りを開始し、その後は潮上りを繰り返しながら漂泊して釣りをを行い、08時45分衝突地点付近で、潮上りを終え、船首を北西方に向けて機関を中立運転とした状態で漂泊を開始した。

08時56分少し過ぎb受審人は、ほぼ左舷正横方930メートルのところに、Aを初認し、まだ距離があり、自船に向かっているように見えなかったため、そのまま漂泊して釣りを続けた。

b受審人は、08時57分衝突地点で、船首が315度を向いていたとき、Aが左舷船首80度740メートルのところとなり、その後同船が自船に向首して衝突のおそれのある態勢で接近する状況であったが、初認したとき同船が自船に向かっているようには見えなかったことから、Aが自船に接近してくることはないと思い、Aに対する動

静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かず、避航を促す音響信号を行うことも、機関を用いて移動するなど、衝突を避けるための措置もとらなかった。

こうして、b受審人は、09時00分僅か前機関音と左舷船尾部の知人の大声を聞いて振り向いたところ、至近に迫ったAを認め、知人とともに海に飛び込んだ直後、Bは、船首が315度に向首したまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは船首船底外板に修理を要しない擦過傷を、Bは操舵スタンドの圧壊及び左舷船尾外板に亀裂等をそれぞれ生じたが、後に修理された。

(航法の適用)

本件は、黒島南方沖合において、航行中のAと漂流中のBが衝突したものである。

衝突地点付近の海域は、特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法を適用することとなるが、同法には航行中の船舶と漂流中の船舶との関係について規定した条文がないので、本件は、海上衝突予防法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、黒島南方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、漂流中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、動静監視不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a受審人は、黒島南方沖合において、釣り場に向けて航行する場合、

周囲の他船を見落とすことがないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、針路を定めたときに周囲を一見して船舶を見かけなかったことから、航行の支障となる他船はいないと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、漂泊中のBに気付かず、同船を避けずそのまま進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b受審人は、黒島南方沖合において、釣りの目的で漂泊中、Aを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、Aを初認したとき同船が自船に向かっているようには見えなかったことから、Aが自船に接近してくることはないと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船が衝突のおそれがある態勢で接近していることに気付かず、避航を促す音響信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもないまま漂泊を続けてAとの衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年12月6日

横浜地方海難審判所

審判官 丸 田 稔